

四半期報告書

(第10期第2四半期)

自 平成21年6月1日

至 平成21年8月31日

株式会社パイプドビッツ

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	8
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	8

第3 設備の状況

9

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	20
(6) 議決権の状況	21

2 株価の推移

21

3 役員の状況

21

第5 経理の状況

22

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	23
(2) 四半期損益計算書	25
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他

31

第二部 提出会社の保証会社等の情報

32

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月14日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）
【会社名】	株式会社パイブドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期 累計期間	第10期 第2四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 8月31日	自平成21年 6月1日 至平成21年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
売上高（千円）	553,621	277,281	1,034,899
経常利益（千円）	116,844	59,988	252,121
四半期（当期）純利益（千円）	67,742	35,363	146,047
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	-	-	-
資本金（千円）	-	186,818	186,791
発行済株式総数（株）	-	16,368	16,364
純資産額（千円）	-	968,037	897,500
総資産額（千円）	-	1,123,098	1,059,595
1株当たり純資産額（円）	-	58,347.77	54,219.00
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	4,139.48	2,160.77	8,924.93
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	4,120.91	2,150.89	8,880.97
1株当たり配当額（円）	-	-	-
自己資本比率（％）	-	85.0	83.7
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	66,248	-	168,299
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	40,608	-	27,272
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	54	-	-
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	-	843,575	817,881
従業員数（人）	-	131	116

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社はありませんので、記載しておりません。

3．当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額については、記載しておりません。

4．売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(人)	131	(4)
---------	-----	-----

(注)従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パート及び嘱託社員)は、当第2四半期会計期間の平均雇用人員(外書き)で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	前年同期比(%)
アプリケーション・サービス事業(千円)	277,281	-
合計(千円)	277,281	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本報告書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当四半期報告書提出日現在において当社が独自に判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、ご留意ください。

1) 事業環境悪化リスク

特定サービスへの依存によるリスク

当社は、ASPサービス「スパイラル(R)」(以下、「当サービス」という。)の提供を主な事業内容としており、平成21年8月末日における売上高のすべてが当サービス及び附帯サービスによるものであります。

当サービスは、顧客情報、株主情報、商品・サービス情報、給与情報等個人情報を含むクライアントが保有する重要な情報資産を安全に登録、保管することができるプラットフォームを提供するサービスです。

また、これらの情報資産を利用した電子メールの配信やアンケートの実施の他、WEB上に設置した登録フォームから情報を取得し蓄積するなど、単に情報資産を預かるだけでなく、クライアントの情報活用ニーズに応える付加価値のあるサービスとして提供しております。

当社は、当サービスが法人または個人事業者等に広く普及し、より多く活用されることが、事業規模拡大の基本的な前提条件であると考えております。

しかしながら、当社が予測しない技術革新、社会情勢の変化、経営判断の誤謬等によって、当サービスが利用されない、または当サービスが思うように普及しない場合には、特定サービスへ依存している当社は、業績に影響を受ける可能性があります。

技術革新によるリスク

インターネットにおいては絶え間なく技術革新が起こっており、当サービス分野でも新しい技術を利用したシステムが登場し続けています。これら新しいシステムは、従来は不可能であった機能や、より高度な機能を実装したサービスとして提供することが可能です。

当社では、常に最新の技術動向へ目を向け、新機能の開発や新サービスの提供に新しい技術等を積極的に導入することにより、当サービスの技術的優位性を維持する努力をしております。

しかしながら、インターネットの技術革新に追随しながら新機能や新サービスを提供し続けるためには、それを可能にする従業員の確保や育成など、開発体制の強化と維持を欠かすことができず、何らかの要因により当社がそれに耐えうる開発体制の強化と維持が困難になる場合は、技術的優位性を発揮できなくなり、当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合との競争激化によるリスク

当サービスの技術的な側面からみた参入障壁は、著しく高いものとは言えず、したがって、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社が参入し、類似サービスを提供する事業者の増加が予想されます。

この場合、価格競争など市場競争が一層激化することが予想され、当社は、当サービス価格の引き下げを強いられる、または市場シェアが低下するなどによって、事業基盤や業績に悪影響を与える可能性があります。

または、全く新しい発想や技術を活用した競合サービスが登場し、かつそれが市場に支持されることにより、当サービスの相対的な優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

法令等改定によるリスク

当社は、事業上の特性及び必要性から、電気通信事業者の届出をしており(届出番号A-13-4621)、「電気通信事業法」の適用を受けております。また、当社を直接規制する、または当サービスを提供する上で深く関与する法律の一例として、以下のような法律があります。

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」

「特定商取引に関する法律」

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

「個人情報の保護に関する法律」

当社は、以上の法律を遵守するために必要な社内体制の整備、当サービスの利用規約の整備等を行っておりますが、

法律改正等により、当社の整備状況に不足が生じ、または当社が受ける規制や責任の範囲が拡大した場合、その後の当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

2) 業績悪化リスク

SLA（サービスレベルアグリーメント）賠償適用によるリスク

当社は、当サービスの月間の稼働時間（操作画面、登録機能及び配信機能のいずれかの機能が停止せずに稼働した時間）及び一定時間あたりの電子メールの配信速度等の技術的なサービス提供能力について、クライアントに対して一定の保証水準を設けており、「スパイラルサービス品質保証制度（SLA）」に定め、あらかじめこれを提示しております。

当社は、SLAに定める保証水準を達成できなかった場合には、SLAの賠償条項に基づき、月次利用料金の範囲内で利用料金を減額しなければならず、かかる減額が多額になった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権の侵害によるリスク

当社は、提供しているサービスの名称について商標登録をしております。一方、自社開発のシステムや当社ビジネスモデルのうち、特許権や実用新案権などの対象となる可能性のあるものについては、技術情報の流出の恐れがある等の理由から特許権等の申請をしております。過去もしくは現時点におきましては、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後、当社の事業分野で当社の認識していない特許等が成立した場合又は競業他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化又は当社への損害賠償やロイヤリティの支払要求、差止請求等が発生し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害によるリスク

当社は、当サービスをASPで提供しているため、当サービスの提供だけでなく、システムの保守・運営・管理についても、インターネットの通信ネットワークに大きく依存しております。

したがって、以下のようなシステム障害が発生した場合、当サービスの提供が一時的に停止する可能性があり、業績に影響を与える可能性があります。

イ) 自然災害や事故等によって、インターネットの通信ネットワークが切断された場合。

ロ) 当サービスを提供しているサーバーへの急激なアクセスの増加や電力供給の停止等予測不可能な要因によって、サーバーまたは周辺機器がダウンした場合。

ハ) 外部からの不正な手段によるサーバーへのアクセス等によって、コンピュータウイルスに感染するなどサーバーまたは周辺機器が正常に機能しない場合。

ニ) その他当社の予測不能な要因または通常の予測範囲を超えるシステムトラブルによって、システムが正常に機能しない場合。

災害等によるリスク

当社は、当サービスの安定的な提供を維持するため、当サービス提供に必要なサーバー等の保管を外部のデータセンターに委託しております。

当社は、外部のデータセンターを、地震、落雷、火災等の災害に対して十分な耐性を有すると判断される施設に限定し、慎重に検討した上で選定しております。

しかしながら、当社の選定したデータセンターは、現状、首都圏に集約されており、当社の想定を超える自然災害等の発生により、データセンターが壊滅する、またはサーバー等に保存する情報が消失するなど、当サービスの提供維持が困難な事態が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3) 投資失敗リスク

新規顧客獲得に係る投資によるリスク

当社は、主に取引先候補を訪問して当サービスを案内、提案する直接販売方法を採用しております。

現在、当サービスを利用するクライアントの対象地域は、当社の本社がある首都圏及び大阪支店のある関西地区が中心となっております。

当社は、引き続き首都圏及び関西地区のクライアントを対象として顧客数の拡大をはかってゆきますが、それ以外の地域にも販売拠点等を展開することにより、顧客基盤を強化してゆく必要があると認識しております。

しかしながら、販売拠点等の展開には、人員の確保、育成や施設の整備など運転資金及び設備投資が必要であり、選定場所や設置時期の誤謬、または販売拠点における営業成績が思うように進捗しないなどの要因により、計画どおりに事業が進まなかった場合、投下資金を回収できなくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

研究開発に係る投資によるリスク

当社では、新機能の開発及び新サービスの提供を目的として、積極的に研究開発活動を実施しております。

しかしながら、予測不能な外部環境の変化により、開発した新機能や新サービスが期待どおりの成果をあげられない可能性があり、この場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

M & A や業務提携に係る投資によるリスク

当社は、今後の事業成長や業容拡大にとって有効な手段であると判断した場合には、M & A や業務提携を積極的に推進してゆくつもりです。

M & A や業務提携の実施に際しては、十分な情報収集と検討を実施しますが、当社の予期し得ない経済情勢、環境変化等により、当初意図した成果が得られない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

4) 信用不安リスク

プログラム不良によるリスク

開発したプログラムの不具合を原因として、システムに動作不良等が発生し、当社の提供するサービスが中断または停止する可能性があります。

当社では、システムの開発にあたり、綿密な開発計画の策定からテストの実施まで十分な管理を行っており、可能な限りこのような事態の発生を未然に防ぐための開発体制の構築に努めております。

さらに当社は、このような事態が発生した場合でも、SLAによる一定の保証水準を設けており、クライアントが安心して当サービスを利用できる措置を講じております。

しかしながら、このような事態が頻繁に発生した場合には、当サービスに対する信頼性が失われ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法令等違反によるリスク

当社は、継続的に事業活動をしてゆくためには、コンプライアンス体制の構築と維持が不可欠であると認識しております。

当社内において、役職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるため、内部統制システムの整備及び運用、教育や業務プロセスをチェックし改善につなげるマネジメントシステムの採用など、より実効的な内部管理体制を構築、維持する活動を積極的に推進しております。

しかしながら、役職員の故意または過失による法令違反が発生し、それが当社の管理体制の不備に基づく場合には、当社はその責を免れることはできず、当社の信用失墜等により、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

クライアントのサービス利用上の紛争によるリスク

当社は、クライアントが当サービスを利用して作成する電子メール等の表示に、法令の定め違反する表示または第三者の権利を侵害する表示等をしてはならない旨を当サービスの利用規約に定めており、これに違反する事実を発見した場合、当該電子メールの配信停止等の措置を取ります。

しかしながら、クライアントが電子メール等に当該利用規約に違反する表示を行った場合、当サービスの社会的信用が低下する可能性がある他、クライアントと第三者との紛争に当社が巻き込まれ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

個人情報保護管理の不備によるリスク

当サービス内に格納されたクライアントが保有する個人情報等のデータについては、その閲覧、編集、削除等の一切の管理をクライアントが自ら行うものとし、当社は、これらの情報資産を安全にかつ効率的に管理するためのプラットフォームをクライアントに提供するのみで、当社が自らクライアントのデータの閲覧、編集、削除等の管理を行うことはありません。

しかしながら、当社は、あらかじめクライアントの同意を得て、その依頼に基づき、一時的にクライアント保有の個人情報等を預かり、編集等を行うことがあります。

また、当社は、クライアントの担当者情報を自ら保有し、人材採用時には、応募者の個人情報を取得することがあるため、個人情報取扱事業者等に該当し、個人情報の保護に関する法律の適用を受けます。

当社は個人情報の取扱いに関する重要性、危険性を十分に認識し、個人情報の適切な管理を実現するために、個人情報保護規程を整備しております。

さらに、当社のホームページに個人情報保護方針を公開し、これら規程及び方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定すると共に、役職員への教育、研修を通じて、個人情報を適正に管理する体制の構築に注力しております。

なお、当社は、平成13年7月にプライバシーマーク制度（企業の個人情報保護体制がJISQ15001に準拠しているか否かを財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認証する制度）の認証を受けております。

しかしながら、個人情報の収集や管理の過程等において、不測の事態により個人情報の漏洩等が発生した場合、当社

への多額の損害賠償請求やプライバシーマークの認証取消処分または罰金等が課されるなど、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ対策の不備によるリスク

当社は、当サービスを提供することで、クライアントが保有する多くの情報資産を安全かつ効率的に管理することができるプラットフォームを提供しております。

また当社も事業運営に必要なさまざまな情報資産を保有しており、情報資産を安全に管理することは、重要な経営課題として認識し、適切なセキュリティ対策を講じるよう努めております。

当社では、情報セキュリティマネジメントシステムを整備しており、当社ホームページに情報セキュリティ基本方針を公開し、当該方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定すると共に、教育、研修を通じて、適切な情報セキュリティの実現をはかっております。

なお、当社は情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格であるISO/IEC27001:2005/JISQ27001:2006（平成17年3月に取得したBS7799-2及びISMS認証基準Ver.2.0より平成19年1月に移行取得）の認証を受けておりません。

しかしながら、当社の予測を超える当サービスのシステムへの不正アクセス、盗難、紛失等により、または情報セキュリティ対策の不備により、情報資産の漏洩、紛失、改竄等があった場合、当社への多額の損害賠償請求や認証資格の取消処分または罰金等が課される可能性があります、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

財務報告の修正または開示の遅延によるリスク

当社は、法令及び証券取引所の規則に基づき、有価証券報告書や決算短信等の財務報告を行っております。

当社は、現在のところ、当該財務報告の適正性を確保するために十分な内部管理体制を整備しているものと考えております。

しかしながら、今後の事業拡大や各種法令等の変化等に対して、適切かつ十分な内部管理体制の整備拡充を行うことができなかつた場合、財務報告の修正または遅延が生じ、当社の信用及び株価、業績ならびに事業に影響を与える可能性があります。

5) 株価形成リスク

配当政策によるリスク

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けておりますが、単一のサービスに依存した収益基盤であること、売上及び収益の規模も小さい現状におきましては、人材の確保・育成、拠点設置等に伴う運転資金や設備投資、研究開発投資、その他今後の成長に必要な投資を継続すべきこと、また今後の成長を加速する投資機会に対して迅速に対応することが重要であると考えており、当面は、内部留保の充実を優先し、配当を実施しない方針であります。

しかしながら、当該方針が投資家の支持を得られなかつた場合、当社株価の形成に影響を与える可能性があります。

新株予約権等行使によるリスク

当社は、株主価値の向上を意識した経営を推進するとともに、当社の業績向上に対する役職員等の就業意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を発行しております。

当社は、今後も役職員等に対して新株予約権の付与を行うことを検討しておりますが、これらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株価の形成に影響を与える可能性があります。

なお、当該新株予約権等の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」をご参照ください。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国の経済状況は、一部で生産や株価回復の動きがあったものの、世界的な金融危機が及ぼす影響は根強く、企業収益や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷など、引き続き厳しい状況にあります。

このような環境のもと、インターネットビジネス市場は、総務省発表のブロードバンドサービス契約数が平成21年6月末で3,093万件と平成21年3月末比60万件増加しており、拡大基調が続いております。

また、総務省において、地方公共団体が業務システムを低廉かつ効率的に利用できる環境をASP・SaaS形式で提供する「自治体クラウド」計画が進行するなど、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるASP・SaaSの普及促進が期待されています。

このような状況の中、当社は、給与明細書の発行に係るコスト削減を実現する「給与明細書電子化サービス」等による情報資産管理ASP/SaaS「スパイラル(R)」の利用シーンの拡大が功を奏し、平成21年8月31日時点における有効アカウント数は、第1四半期末1,441件より83件増加と順調に推移し、1,524件となりました。

研究開発活動につきましては、お客様のご要望をもとに、積極的に「スパイラル(R)」の機能強化を進めてまいりました。複数のデータベースをつなげ、見込み度の高い顧客に対して思い通りのマーケティング活動を実現する「リレーショナルデータベース」、FAQ等のリスト情報とその公開ページのHTML情報を一元管理できる「DB連動型Web一覧表」、携帯電話のGPSサービスにより「利用者が今いる場所」ごとに情報を送り分ける「GPSロケーションマッチ」等、利用シーンの拡充に努めました。

以上の結果、当社平成22年2月期第2四半期会計期間の状況につきましては、売上高は277百万円、営業利益は59百万円、経常利益は59百万円、四半期純利益は35百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度に比べ63百万円増加し、1,123百万円となりました。これは主に、現金及び預金が25百万円増加し、人員増に伴う本社事務所拡張およびソフトウェアの新機能開発に伴う無形固定資産の計上により固定資産が32百万円増加したことによるものです。

負債の部では、前事業年度に比べ7百万円減少し、155百万円となりました。これは主に、未払法人税等が8百万円、および未払消費税等が7百万円減少したことによるものです。

純資産の部では、前事業年度に比べ70百万円増加し、968百万円となりました。これは主に、四半期純利益67百万円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、第1四半期会計期間末に比べ62百万円増加し、843百万円となりました。各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における営業活動の結果得られた資金は、税引前四半期純利益59百万円の計上、賞与引当金が23百万円減少したものの、未払費用37百万円の増加等により76百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における投資活動の結果支出した資金は、ソフトウェアの新機能開発に伴う無形固定資産の取得による支出11百万円等により13百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における財務活動の結果得られた資金は、ストック・オプションの行使によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発費の金額は11百万円であります。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況において重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,368	16,368	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度は採用して おりません。
計	16,368	16,368	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

平成17年5月30日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	27(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	54(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,500(注)6
新株予約権の行使期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使された数および、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に 従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・新株予約権の取得条項

上記（注）4（（注）4の . については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える）に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。
平成18年5月29日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	17(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	34(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	24,000(注)6
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に 従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・新株予約権の取得条項
- 上記(注)4(注)4の . については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

平成19年5月30日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	45(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	45(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	361,566
新株予約権の行使期間	平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 361,566 資本組入額 180,783
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといえます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといえます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。

本新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。

その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、 に準じて決定する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の . については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

平成20年5月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	198,048
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 198,048 資本組入額 99,024
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。

本新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。但し、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の . については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年6月1日~平成21年8月31日	4	16,368	27	186,818	27	96,818

(注)ストック・オプションの行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成21年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
佐谷 宣昭	東京都目黒区	8,120	49.60
キャピタルズワン株式会社	千葉県市川市鬼高二丁目10番10号	5,480	33.47
井上 修二	兵庫県神戸市垂水区	183	1.11
東山 明弘	千葉県市川市	140	0.85
志賀 正規	東京都港区	102	0.62
塚田 昌伸	東京都世田谷区	70	0.42
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	52	0.31
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	50	0.30
富田 邦裕	東京都練馬区	44	0.26
岡崎 寛	兵庫県神戸市東灘区	40	0.24
計	-	14,281	87.25

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,368	16,368	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,368	-	-
総株主の議決権	-	16,368	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	143,500	83,500	89,600	130,000	111,000	97,100
最低(円)	71,000	69,000	70,400	86,000	80,900	90,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	843,575	817,881
売掛金	145,658	145,409
仕掛品	1,613	1,848
その他	16,889	11,781
貸倒引当金	2,145	2,190
流動資産合計	1,005,591	974,730
固定資産		
有形固定資産	¹ 54,265	¹ 35,630
無形固定資産	19,400	5,301
投資その他の資産		
差入保証金	43,736	43,731
その他	1,524	1,554
貸倒引当金	1,420	1,352
投資その他の資産合計	43,840	43,933
固定資産合計	117,507	84,864
資産合計	1,123,098	1,059,595
負債の部		
流動負債		
未払金	19,431	13,351
未払費用	58,019	53,860
未払法人税等	54,263	62,343
未払消費税等	² 9,915	² 17,211
その他	12,038	10,682
流動負債合計	153,668	157,449
固定負債		
繰延税金負債	1,392	4,646
固定負債合計	1,392	4,646
負債合計	155,060	162,095

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	186,818	186,791
資本剰余金		
資本準備金	96,818	96,791
資本剰余金合計	96,818	96,791
利益剰余金		
その他利益剰余金		
プログラム等準備金	13,733	16,882
繰越利益剰余金	657,667	586,775
利益剰余金合計	671,400	603,657
株主資本合計	955,036	887,239
新株予約権	13,000	10,260
純資産合計	968,037	897,500
負債純資産合計	1,123,098	1,059,595

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位 : 千円)

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 8 月31日)
売上高	553,621
売上原価	70,205
売上総利益	483,415
販売費及び一般管理費	366,813
営業利益	116,601
営業外収益	
受取利息	157
雑収入	85
営業外収益合計	242
経常利益	116,844
税引前四半期純利益	116,844
法人税、住民税及び事業税	52,281
法人税等調整額	3,180
法人税等合計	49,101
四半期純利益	67,742

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
売上高	277,281
売上原価	39,745
売上総利益	237,535
販売費及び一般管理費	177,789
営業利益	59,745
営業外収益	
受取利息	157
雑収入	85
営業外収益合計	242
経常利益	59,988
税引前四半期純利益	59,988
法人税、住民税及び事業税	30,413
法人税等調整額	5,788
法人税等合計	24,625
四半期純利益	35,363

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	116,844
減価償却費	8,110
貸倒引当金の増減額(は減少)	23
受取利息及び受取配当金	157
売上債権の増減額(は増加)	249
たな卸資産の増減額(は増加)	235
未払消費税等の増減額(は減少)	7,295
その他	8,765
小計	126,276
利息及び配当金の受取額	157
法人税等の支払額	60,185
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,248
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	25,308
無形固定資産の取得による支出	15,295
敷金及び保証金の差入による支出	165
敷金及び保証金の回収による収入	160
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,608
財務活動によるキャッシュ・フロー	
ストックオプションの行使による収入	54
財務活動によるキャッシュ・フロー	54
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,693
現金及び現金同等物の期首残高	817,881
現金及び現金同等物の四半期末残高	843,575

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>棚卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期会計期間末の貸倒実績率が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
3. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価格を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、44,010千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、38,433千円であります。
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	2 消費税等の取扱い

(四半期損益計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	144,630千円
研究開発費	30,987千円

当第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	73,003千円
研究開発費	11,013千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	843,575
現金及び現金同等物	843,575

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,368株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第2四半期会計期間末残高 13,000千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,067千円

2. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期会計期間末 (平成21年 8 月31日)	前事業年度末 (平成21年 2 月28日)
1 株当たり純資産額 58,347.77円	1 株当たり純資産額 54,219.00円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 8 月31日)	当第 2 四半期会計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年 8 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 4,139.48円	1 株当たり四半期純利益金額 2,160.77円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 4,120.91円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 2,150.89円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 8 月31日)	当第 2 四半期会計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年 8 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	67,742	35,363
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	67,742	35,363
期中平均株式数 (株)	16,365	16,366
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	74	75
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月9日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月14日
【会社名】	株式会社パイブドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役佐谷宣昭は、当社の第10期第2四半期（自平成21年6月1日 至平成21年8月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。